e－Tax データ受付サービス（Zaimon）利用規定

第１条　本規定の範囲

１．e－Tax データ受付サービス利用規定（以下、本規定）は、株式会社紀陽銀行（以下、当行）が提供する「e－Tax データ受付サービス」（以下、本サービス）の利用に関して定めたものです。

２．お客さまが本サービスを利用するに際しては、当行とお客さまの間に本規定が適用されるものとします。また、当行は本サービス内容をお客さまに事前に通知することなく変更することができるものとします。

第２条　提供するサービス

１．サービス内容

（１）本サービスは、国税庁が提供する e－Tax に、お客さまの指示により、電子申告済のお客さまの税務申告データおよび電子納税証明書などの電子的な情報を、インターネットを介して当行に提出するサービスで、「紀陽ビジネスポータル」（以下、基本サービス）から連携する個別のサービスです。

（２）本サービスの利用開始にあたっては、お客さまが本規定の内容に承諾したうえで、e－Tax への申告等で使用する利用者識別番号を登録いただく等、初期登録を実施いただきます。その後、e－Tax 利用者識別番号および e－Tax 暗証番号を入力し、お客さまが e－Tax に申告済みの情報を指定して送信操作をする等、所定の操作を行うことで本サービスをご利用いただけます。

２．利用環境

本サービスは、当行が推奨する設定等を実施したインターネットに接続できるパソコン等から利用できます。ただし、当行所定の環境が備わっていても、お客さま個別の設定がなされている場合等の事情により、利用ができないことがあります。

３．利用日・利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行が定め、当行ホームページに掲載いたします。ただし、当行は、本サービスの利用日・利用時間をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。また、e-Tax がサービス停止等した場合や、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、当行所定の取扱時間中であっても、予告なく本サービスの提供を一時的に停止することがあります。

第３条　サービスの利用申込

お客さまは、基本サービスから本サービスのリンクをたどり、表示された本サービスのページから本規定を読み内容に承諾したうえで、e－Tax 利用者識別番号等の情報を入力等していただくことで利用申込が完了するものとします。

第４条　サービスの利用承諾

当行は、本サービスの提供にあたっては、株式会社 NTT データ（以下、NTT データ）が当行との契約により当行に提供する Zaimon®e－Tax データ受付サービスを利用します。本サービスの利用にあたり、お客さまは次の各事項に承諾することとします。

（１）本サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を NTT データに委託すること

（２）e-Tax 利用者識別番号、および当行がお客さまを識別するための番号等の情報が NTT データに提供されること

（３）本サービスの画面に入力される情報、本サービスにより当行に提出する e-Tax データを NTT データが取り扱うこと

（４）e-Tax へのログインの手順が外部連携サービス(＝本サービス)により行われること

（５）NTT データが外部連携サービスの提供にあたりその業務を第三者に委託することがあること、また、その業務遂行に必要な範囲で当該第三者にお客さまの情報が提供されること

（６）本サービスの入口となる基本サービスに登録済のデータで、本サービス経由で送信する e-Tax のデータとお客さまを関連付けるための情報(ログイン ID、企業住所、電話番号、代表口座情報等)を NTT データに提供すること

第５条　本人確認

１．お客さまの本人確認は、基本サービスへのログイン時に行います。本サービスを使って e-Tax データを送信する際の本人確認は、本サービスの利用申込時に登録していただく e－Tax 利用者識別番号と、本サービスをご利用の都度入力していただく e－Tax 暗証番号により行います。

２．当行および NTT データが、お客さまに本サービスにログインするための e-Tax 暗証番号を尋ねることはありません。また、本サービスをご利用の際に e-Tax 暗証番号を入力いただきますが、本サービスのシステムにパスワードが保存等されることはありません。

第６条　免責事項

基本サービスの利用規定の定めに加え、次のいずれかの事情が生じ、本サービスが利用できなかったこと等によりお客さままたは第三者が損害を被った場合であっても、当行または NTT データに重過失がある場合を除き、当行または NTT データは一切の責を負いません。

（１）本サービスの利用申込後、e-Tax の利用者識別番号および暗証番号について偽造、変造、盗用、不正利用その他の事故があり、そのために生じた損害

（２）通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピューター等の障害等、当行または NTT データの責によらない事由により本サービスが利用できない場合

（３）公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行または NTT データの責によらない事由により、e-Tax の利用者識別番号、暗証番号、e-Tax

データ、その他の情報等が漏洩した場合

（４）当行が本サービス外で通知・照会・確認の電子的な送信、または書類等で通知・照会・確認を発送したが、延着または未着であった場合

（５）当行が本サービス外でお客さまに通知・照会・確認等実施する際に、郵送上の事故等、当行の責によらない事由により、第三者が本サービスにかかるお客さまの情報等を知りえた場合。

（６）当行が事前に説明したにも関わらず、動作保証する環境および設定以外で本サービスを操作した結果、情報漏洩等の損害が生じた場合

（７）e-Tax の利用について、お客さまと、国税庁または税理士等との間に紛争等が生じた場合

（８）顧問税理士による本サービスまたは e-Tax データ受付サービス（税理士向けサービス）の利用（いずれも不正利用を含みます）により、情報漏洩等の損害が生じた場合

第７条　税理士の代理送信

１．お客さまは、顧問税理士に e－Tax データの代理送信を依頼することができます。お客さまの税務申告を e-Tax に代理申告した顧問税理士は、代理申告した e－Tax データに限りお客さまに代わり本サービスを使い当行に送信できます。

２．代理送信は、お客さまが本サービスのご利用申込が完了していることが前提となります。顧問税理士は、NTT データが提供する税理士専用ホームページにアクセスし、初期登録を完了すれば代理送信できます。

３．お客さまが顧問税理士に代理送信を委任したか否かにかかわらず、当該税理士は本サービスを利用してお客さまの e-Tax データを当行に送信できます。

第８条　解約等

１．本サービスは、お客さままたは当行のいずれか一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

２．お客さまからの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行った時点から発生するものとします。

当行からの解約の効力は、お客さまに通知が到達した時点から発生するものとします。これが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

３．お客さまが基本サービスを解約される場合には、事前に必ず本サービスを解約してください。本サービスの解約を行うことなく基本サービスのみ解約を行った場合、お客さまは本サービスを利用することができないものの、顧問税理士は利用可能な状態が継続します。それによって生じた損害について、当行は一切その責を負いません。

第９条　本規定の変更

１．本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

２．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第１０条　反社会的勢力との取引拒絶

お客さまが、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は催告その他何らの手続きを要せず本サービスを解除することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、お客さまはその損害額を支払うものとします。

（１）お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

Ｅ．その他ＡからＤに準ずる行為

第１１条　本規定に定めのない事項

本規定に定めがない場合は、基本サービスの規定等の規定が適用されるものとします。

第１２条　準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。

以　上

（2024 年 9 月 17 日）